

屋外広告物ごとの個別基準(薩摩川内市の場合)

項目	地域区分	禁止地域(自家用広告物)			制限地域	
		第1種	第2種	第3種	第2種	第3種
		①高江町猫岳2310(森林法:保安林) ②甌島(自然公園法:特別地域) ③蘭牟田池(県立自然公園条例:特別地域)	①第1種低層住居専用地域(除外有) ②鹿児島本線・肥薩おれんじ鉄道・九州新幹線沿線両側100m以内の地域 ③南九州西回り自動車道沿線両側500m以内の地域 ④入来麓伝統的建造物群保存地区 ⑤薩摩国分寺跡,オガタノキ,藤川天神臥竜梅敷地の周囲5m以内 ⑥新田神社本殿等の周囲5m以内 ⑦駅前広場 ⑧公共施設内,墓地,社寺,教会 等	①第1・2種中高層住居専用地域(県道の路端から20m以内の区域を除く)	①第1種低層住居専用地域及び第1・2種中高層住居専用地域の国道及び県道の路端から両側20m以内の区域	①薩摩川内市全域 ②第1種住居地域,第2種住居地域,準住居地域,近隣商業地域,商業地域,準工業地域,工業地域及び工業専用地域 ③県道川内加治木線のうち樋脇町,入来町,祁答院町に属する区間(路端から両側100m以内) ④県道串木野樋脇線のうち樋脇町比野字道下5672番地先から終点までの区間(路端から両側100m以内) ⑤県道市比野東郷線のうち起点から県道川内加治木線との交点までの区間(路端から両側100m以内)
適用除外	自家用広告物の表示面積合計	2㎡以内	5㎡以内		10㎡以内	20㎡以内
	管理用広告物(自己の管理する土地or物件)	2㎡以内(野立は5m以下)			5㎡以内(野立は5m以下)	
野立広告物	地上から広告物上端までの高さ	5m以下		10m以下	15m以下	
	表示面積の合計	3㎡以内	10㎡以内	15㎡以内	25㎡以内	30㎡以内
壁面広告物	表示面積の割合	壁面面積の1/5以内		壁面面積の1/3以内		壁面面積の2/5以内
		①同一内容の広告は1壁面につき1個 ②壁面内に収めるように表示し,壁面からはみ出さない ③窓等の開口部をふさいで表示したり,設置しない				
突出広告物	地上から広告物下端までの高さ	2.5m以上	歩道上:2.5m以上,車道上:4.5m以上			
	表示面積	1㎡以内	2㎡以内	10㎡以内	20㎡以内	
	1壁面あたりの列数	1列		2列以内		
	壁面からの突出幅	1m以下	1.5m以下			
	公道上への突出幅	突出さない	1m以下			
屋上広告物	広告物の高さ	禁止	地上から広告物の設置箇所までの高さの2/3以下			
	地上から頂点の高さ		5m以下	10m以下	15m以下	—
	表示個数		30m以下		46m以下	
			建物1棟につき1個			
街灯柱のそで付き広告物	地上から広告物下端までの高さ	禁止	建物の壁面の垂直線から外に突き出さないこと 歩道上:2.5m以上,車道上:4.5m以上			
	突出幅		横0.5m以下,縦1.1m以下			
	1面の表示面積,表示個数,地色		①0.5㎡以内,②1本につき1個,③地色に赤色,黄色を使用しないこと,④同一の商店街,通り会等においては,同一の規格			
電柱,消火栓標識柱のそで付き広告物	地上から広告物下端までの高さ	禁止	歩道上:2.5m以上,車道上:4.5m以上			
	突出幅		横0.5m以下,縦1.1m以下(消火栓標識柱:横0.8m以下,縦0.5m以下)			
	1面の表示面積		0.5㎡以内(消火栓標識柱:0.4㎡以内)			
	表示個数,地色		①1本につき1個,②地色に赤色,黄色を使用しない,③同一の商店街,通り会等においては,同一の規格			
アーケードのつり下げ又はそで付き広告物	地上から広告物下端までの高さ	禁止	歩道上:2.5m以上,車道上:4.5m以上			
	表示個数		1本につき1個			
	1面の表示面積		0.5㎡以内			
			同一アーケードでは,同一の規格			
バス停留所のつり下げ広告物	地上から広告物下端までの高さ	禁止	歩道上:2.5m以上,車道上:4.5m以上			
	表示個数,1面の表示面積		上屋1棟につき1個,0.5㎡以内			
バス停留所標識広告物	広告物の大きさ,地色	禁止	高さ0.6m以下,幅0.75m以下,地色に赤色及び黄色を使用しないこと			
	表示個数		1本につき2個まで(高さをそろえる)			
電柱等巻付け広告物	地上から広告物下端までの高さ	禁止	1.2m以上(広告物の縦の長さは1.5m以下)			
	地色		地色に赤色及び黄色を使用しないこと			
立看板	広告物の大きさ	禁止	縦2m以下,幅1m以下			
	看板相互の距離		5m以上(同一の者が表示する場合)			
広告網	広告旗	禁止	縦5m以下,幅1m以下,相互の距離は5m以上(同一の者が表示)			
	懸垂幕又は横断幕		長さ12m以下,幅1m以下,地上から広告物下端までの高さ歩道上2.5m以上,車道上4.5m以上			
はり紙又ははり札		禁止	表示面積:1枚につき1㎡以内,建物等にのり付けしないこと			
アーチ型広告物			アーチ全体の長さ:12m以下,広告物の縦の長さ1m以下,地上から広告物下端までの高さ:歩道上2.5m以上,車道上4.5m以上			
気球広告(アド・バルーン)		禁止	気球の高さ:垂直距離50m以下,危険物から離れていること			
案内広告物						
案内広告物	表示面積の合計	1個につき1㎡以内(2以上の事業所共同:2㎡以内)	1個につき2㎡以内(2以上の事業所共同:5㎡以内)		【総量規制】 第1種禁止地域 10㎡ 第1種制限地域 40㎡ 第2種禁止地域 20㎡ 第2種制限地域 80㎡ 第3種禁止地域 30㎡	
	地上から広告物上端までの高さ	2m以下	5m以下			
	表示個数	1路線につき原則として1個				
		案内のために必要な文字,記号,地図等を表示,幹線道路等に面していない事業所が表示				